

# 平成28年度 小金井市、松本市、富士市におけるPPP/PFI手法 優先的検討運営に関する調査検討支援業

**業務目的** 「PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定)」で定められた優先的検討規程の策定及び運営を行う地方公共団体等に対する支援を実施するとともに、支援を通じて得られた知見を政府で進める優先的検討の運営の改善に反映できるよう取りまとめる。

## 支援団体における支援内容と結果

### 支援団体:小金井市

#### 1. 支援案件

- ・ 庁舎、図書館、福社会館等の合築施設の新設
- ・ 合築する際の施設の跡地の売却を含めた有効活用

#### 2. 優先的検討規程の策定

- ・ 小金井市では、内閣府の手引きを参考としてつ、支援を通じて明らかになった市の疑問点・課題の解決方法を反映し、優先的検討規程(案)を作成  
PPP/PFI事業の知見が少ないことから、庁内勉強会や先行事例の情報提供を実施し、それを踏まえ、市の施策方針にあわせて作成

#### 3. 支援案件の今後の展望

- ・ 簡易な検討や定性的な評価の結果、庁舎、公有地活用ともに、PPP/PFI手法の導入が有効と評価できる。
- ・ 詳細な検討を行うにあたっては、以下の点に留意して検討を進めることとする。  
庁舎:複合化対象施設を確定した上で施設規模、整備方針等を設定し、検討を実施  
公有地活用:土地の賃貸・売却や活用の方向性を決定したうえで検討を実施

### 支援団体:松本市

#### 1. 支援案件

- ・ 市庁舎の新設
- ・ 市立病院の新設
- ・ 基幹博物館の新設

#### 2. 優先的検討規程の策定

- ・ 優先的検討規程の策定とあわせて、PPP/PFIになじみのない職員に対する「説明書」として「松本市PFI手法導入ガイドライン(案)」を作成  
優先的検討規程と既存の「松本市指定管理者制度に関するガイドライン」との関係性や運用方法を整理

#### 3. 支援案件の今後の展望

- ・ 簡易検討や定性的な評価の結果、庁舎、病院、博物館ともに、PPP/PFI手法の導入が有効と評価できる。
- ・ 詳細な検討を行うにあたっては、以下の点に留意して検討を進めていくこととする。  
博物館:他事業のスケジュールに影響を及ぼさないよう、実施設計段階や維持管理・運営段階からのPPP/PFI手法の導入の検討  
庁舎及び病院:施設計画が未定なため、建設候補地や施設計画を見定めた上で検討

### 支援団体:富士市

#### 1. 支援案件

- ・ 新富士駅の既存観光情報発信施設の改修・運営
- ・ 道の駅富士川楽座の改修・運営

#### 2. 優先的検討規程の策定

- ・ 富士市では規程の案を策定済みであったことから、支援を通じ明らかになった既存の規程に対する改善点を提案  
事業の発案時に作成する様式の内容を拡充し簡易な検討を行う「事業検証シート」として規程へ位置づけ、定性面での評価について、客観的な判断基準により評価するチェックリストを検討

#### 3. 支援案件の今後の展望

- ・ 簡易な検討の結果、RO方式によるPPP/PFI手法導入に向け詳細な検討へ進む
- ・ これへ向け、現指定管理者との協議を踏まえた収益性向上に寄与する機能導入、施設改修費を含めた独立採算型実施、支援案件間のバンドリングによる効果的な事業化など、実現化に向けた方策を継続検討

# 支援団体との課題解決プロセスで得られた知見と他団体への活用

地方公共団体が優先的検討規程を運用するにあたっての実務上の課題を解決し、積極的なPPP/PFI手法の活用を図るため、支援を通じて把握した課題に対し、課題解決に有効であった対応策をとりまとめ、「優先的検討の策定・運用に係る解説書」を作成した。

優先的検討規程の項目に沿って整理

表 作成した「解説書」の内容(項目3・4抜粋)

## 【解説書での整理項目】

1	総則(優先的検討の位置づけ)	既にPPP/PFIに関する指針(指定管理等)がある場合はどうするか
2	優先的検討の開始時期	優先的検討はどの時期に実施すればよいか
3	対象事業	どのような事業が優先的検討の対象になるのか
4	適切な手法選択	適切な手法を選択するにはどうすればよいか
5	簡易な検討	検討に必要な条件をどのように設定すればよいか
6	詳細な検討	詳細な検討ではどのような評価を行うのか
7	評価結果公表	評価結果としてどこまでの情報を公表すればよいか

支援を通じて把握した課題と、その解決に有効であった対応策を記載

優先的検討規程項目	解説
一次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金とは、美術館等の入館料や体育館や上下水道等の利用料が該当する(住民票の発行等の手数料は該当しない)。</li> <li>・「ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業」では、民間ノウハウの活用によって利用者数が増え利用料金収入が増加し公共負担が減少する可能性があるため、利用料金の徴収を行う施設については優先的検討を行う(現状の利用料金の多寡に関わらない)。</li> </ul>
二次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業費」には、設計費、建設費、維持管理費、運営費が含まれる。</li> <li>・建設費には、新築または改修の工事費が含まれる(既存施設の解体費、移転費、仮設の建設費は含まない)。</li> <li>・維持管理費・運営費には、建物や建築設備の維持管理費、植栽管理費、警備費、光熱水費、修繕費等が含まれる(施設の賃貸料等の間接的な経費は含まない)。</li> <li>・優先的検討を行う時点で維持管理費、運営費は算定できていない場合がある。その場合、「事業費の総額が10億円以上」とは、新築または改修の設計費・建設費の合計で判断する(維持管理・運営費が算定できている場合には事業費に含めてよい)。</li> <li>・「単年度の事業費が1億円以上」とは、既存施設の維持管理・運営費の合計とする。</li> <li>・事業費基準を下回る場合でも、定性的な評価によりPPP/PFI手法の導入が適当と判断できる場合(施設整備業務の比率が大きい、運営等の業務内容が定型的、性能発注が可能等)には、優先的検討を行うことが望ましい。</li> <li>・「5 簡易な検討」を進める際に入力する数値と整合を図る。</li> </ul>
三、対象事業の例外	—
4 適切な PPP/PFI 手法の選択	—
一 採用手法の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易検討の実施に際して、現時点で想定している事業手法がない場合は、PPP/PFI手法の大多数を占める「BTO方式」で検討することとし、詳細な検討の結果に応じて適宜採用手法を見直すことも可能である。</li> </ul>
二 評価を遂げずに行う採用手法導入の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業の同種の事例の過去の実績が多数ある場合の判断基準として、庁舎、宿舍、公営住宅、学校、給食センターなどが該当する。</li> </ul>

## 例:「4 適切なPPP/PFI手法の選択」

### 【主な課題とその背景】

- PPP/PFI手法は対象施設や事業、業務範囲によって多様であり、適切なPPP/PFI手法を選択できない

### 【課題解決の方法の提案】

- 簡易な検討に先立ち、想定する手法がない場合は、大多数を占める「BTO方式」を選択。
- PPP/PFI手法の活用事例を参考にして設定することも有効。

### (具体の支援内容)

「どの手法を選択すればよいかかわからない」という支援団体の課題に対し、支援案件の類似事例におけるPPP/PFI活用事例を収集、導入効果や特徴を比較できるよう整理し、支援団体と確認。支援団体ではこれを活用し、簡易な検討に向けた前提条件を設定。

ポイントとなる内容を解説書にとりまとめ